

令和 3 年 1 月 15 日

海外特別研究員最終報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

採用年度 平成 30 年度

受付番号 201860266

氏 名 比良 友佳理

(氏名は必ず自署すること)

海外特別研究員としての派遣期間を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

なお、下記及び別紙記載の内容については相違ありません。

記

1. 用務地（派遣先国名）用務地： ストラスブール （国名： フランス共和国 ）

2. 研究課題名（和文）※研究課題名は申請時のものと変わらないように記載すること。

著作権と表現の自由の新たな衡量モデル：欧州人権裁判所とフランス破毀院を題材に

3. 派遣期間：平成 30 年 9 月 27 日 ～ 令和 2 年 12 月 26 日

4. 受入機関名及び部局名

受入機関名： ストラスブール大学

部局名：

5. 所期の目的の遂行状況及び成果…書式任意

(研究・調査実施状況及びその成果の発表・関係学会への参加状況等)

(注)「6. 研究発表」以降については様式 10－別紙 1～4 に記入の上、併せて提出すること。

本研究の目的・背景

本研究は、欧州レベルの裁判所とフランス国内の裁判所のそれぞれにおいて、著作権と表現の自由に関する判例の最新動向を分析し、日本法解釈への示唆を探ることを最終目的としている。

1 年目は「欧州人権裁判所の判例研究—Ashby 判決の司法による利益衡量アプローチの意義とその背景」、2 年目は「フランス国内裁判所の判例研究—破毀院の判例変更とその影響」を中心に研究を進める計画であったが、フランス国内裁判所は欧州レベルの裁判所に強く影響を受けているため、欧州、フランス国内両方に目を配りながら同時並行の形で調査研究を行った。

欧州人権裁判所では 2013 年、Ashby 事件判決において、著作権侵害に基づいて国内裁判所が命じた損害賠償及び刑事罰が著作物利用者の表現の自由（欧州人権条約 10 条）に対する「干渉」に当たり、さらに著作権が表現の自由に基づく外在的な制約を受ける場合がありえるということを示唆する、画期的な判決が下された（Ashby Donald et autres c/ France, CEDH, requête n° 36769/08 du 10 janvier 2013）。さらにこれを受け、2015 年、フランスの司法系統の最上級審に当たる破毀院は、Klasen 事件判決において、著作権侵害訴訟における表現の自由の抗弁を一貫して退けてきた従来の立場を変更し、著作権と表現の自由の「公正なバランス」を「具体的な方法で」衡量しなければならないと判示した（Civ. 1^{re}, 15 mai 2015, n° 13-27.391, P.Klasen c/ A. Malka）。また 2017 年には、オペラの読み替え演出が著作者人格権侵害に該当するかが争われたカルメル派修道女の対話事件判決において、破毀院は Klasen 事件判決のアプローチが著作者人格権の事案にも及ぶことを明らかにした（Civ. 1^{re}, 22 juin 2017, n°15-28.467 16-11.759, G. Bernanos et a. c/ Tcherniakov, Bel Air et autres.）。

従来のフランスでは、限定列举方式で定められている著作権の制限規定は厳格解釈が原則であり、条文に予め明示されていない利用について、著作権法の枠外から表現の自由を持ち出してきて、著

著作権の排他権の範囲を削り取るなどということは論外だった。しかしこれらの新しい判決は、著作権と表現の自由を対立するものとして捉え、司法が自ら、ケース・バイ・ケースで両者を具体的に衡量させようとしている点に特徴がある。特に 2015 年のフランス破毀院の **Klasen** 判決は、「フランス版フェア・ユースの導入か?」「パンドラの箱を開けてしまった」など、驚きと衝撃をもってフランスの学会に議論を巻き起こした。本研究では、このような、欧州及びフランスで開花し始めた、著作権と表現の自由の具体的な衡量アプローチについて、立法と司法のどちらが、著作権と表現の自由の調整により適しているかという制度論的観点も踏まえた上で、日本法への応用可能性を探るべく、その特徴と背景を検討することを目的としている。

研究・調査実施状況

(1) フランス国内裁判所の動向の調査・研究

2018 年 9 月の渡仏後、フランス国内裁判所で著作権と表現の自由に関する重要判決をめぐる動きが相次いだ。まず、2018 年 3 月 18 日に、ヴェルサイユ控訴院において、上記 **Klasen** 事件の差戻控訴院判決が下された (CA Versailles, 1^{re} ch., 1^{re} sect., 18 mars 2018, RG n° 15/06029)。さらに 2018 年 11 月 30 日には同じくヴェルサイユ控訴院において、カルメル派修道女の対話事件差戻控訴院判決が下されている (CA Versailles, 1^{re} ch., 1^{re} sect., 30 nov. 2018, RG n° 17/08754)。これらの差戻控訴院判決について精読するとともに、渡仏後に下されたその他の著作権と表現の自由に関するフランス国内の下級審裁判例についても調査を行った。

現在の所、これらの下級審判決は、著作権と表現の自由の関係に関する具体的な言及を避けるか、あるいは上記 **Klasen** 破毀院判決の射程をかなり限定し、著作権者に有利な、逆に言えば被疑侵害者が不利になるような要件論を示しており、表現の自由を抗弁として主張する被疑侵害者に対して立証責任や立証の内容などの面で非常に高いハードルを課す内容になっている。**Klasen** 破毀院判決に抗おうとするこうした判決群の抱える問題点を、フランス国内の学説の反応も調査しながら検討し、その成果を以下の論文にまとめ公表した。

比良友佳理「フランスにおける著作権と表現の自由の『公正なバランス』のゆくえ—Klasen 事件・カルメル派修道女の対話事件差戻控訴院判決—」 コピライト 59(707)号 27-42 頁(2020 年 3 月)

(2) 欧州レベルの裁判所の動向の調査・研究

さらに、2018 年には欧州司法裁判所 (CJEU) においても、この論点に関し大きな動きがみられた。ドイツが欧州司法裁判所に対し、著作権と基本権に関わる論点を含む事件を 3 件付託し、2018 年末から 2019 年はじめにかけて、連続して法務官意見が公開されたのである。国家の機密文書の著作権保護が問題となったアフガニスタン・ペーパー事件 (Funke Medien NRW GmbH v. Federal Republic of Germany, C-469/17)、ミュージック・サンプリングと著作権の制限規定が問題となった Pelham 事件 (Pelham GmbH, Moses Pelham, Martin Haas v. Ralf Hütter, Florian Schneider-Esleben, C-476/17)、そして政治家が過去に執筆した論文の公開に関する Spiegel Online 事件 (Spiegel Online GmbH v. Volker Beck, C-516/17) である。

そもそも従来、欧州司法裁判所は知的財産紛争において基本権に関する議論を軒並み退け、知的財産権と基本権の衝突から目を背けてきた。しかし 2008 年の **Promusicae** 判決を皮切りに、インターネット・サービス・プロバイダーの責任に関する事案やハイパーリンク、パロディ、引用に関する事案など多岐にわたる重要な著作権関連訴訟において、知的財産権と基本権の「公正なバランス (fair balance)」を図らなければならない、と判示することが増えてきていた。とはいえ、「公正なバランス」をどのように具体的に衡量するのかについてはほとんど語っておらず、いわば都合の良い時に限って、形だけ基本権に言及しているにすぎないとして、学説では「単なる見せかけ」であると批判にさらされることもあった。

今回、2018 年から 2019 年にかけて公表された 3 件の法務官意見は、前述の 2013 年の欧州人権裁判所 **Ashby** 判決の影響を受けた形で、慎重に 3 件の事案の性質を見極めたうえで、著作権が基本権に基づく外在的制約を受けうることを認め、さらにアフガニスタン・ペーパー事件の事案の下では実際に、表現の自由に照らすと著作権の行使を認めるべきではないという解釈を提示した。今回の法務官意見は、基本権の衡量をより実質的なレベルで行い、基本権が著作権訴訟の最終的な帰結を導く決定打となる可能性を切り開いたといえる。法務官意見の概要と意義についてまとめた成果を

以下の論文として公表した。

比良友佳理「著作権と基本権に関する欧州司法裁判所 Szpunar 法務官意見と日本法への示唆—アフガニスタン・ペーパー事件、Pelham 事件、Spiegel Online 事件—」知的財産法政策学研究 54 号(2019 年)

しかし、その後 2019 年 7 月に下された欧州司法裁判所大合議判決は、このような革新的な法務官意見を採用せず、予め定められた制限規定の枠組みを超えた、基本権に基づく著作権の特例（デロゲーション）は認められないという判断を下した。このような著作権内在型の調整アプローチは、本研究が注目している欧州人権裁判所（ECtHR）の外在的制約説アプローチとは大きく異なるものである。

CJEU の大法廷判決の詳細について紹介、分析した論文として、

比良友佳理「著作権と基本権に関する 3 件の欧州司法裁判所大法廷判決—Funke Medien 事件、Pelham 事件、Spiegel Online 事件—」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦Ⅱ』（弘文堂）264-283 頁（2020 年 9 月）

また、CJEU と ECtHR のアプローチの違いを比較検討するとともに、なぜ欧州レベルの 2 つの裁判所が異なるアプローチを採用するに至ったのかを制度論的観点から検討した論文として、

比良友佳理「著作権と基本権をめぐる欧州人権裁判所と欧州司法裁判所の協働と乖離」高倉成男＝木下昌彦（編）『知的財産法制と憲法的価値』（有斐閣・2021 年・近刊）

さらに、これまでの著作権と表現の自由に関する米国、欧州(CJEU、ECtHR)の比較法的研究を総括する論文として、

比良友佳理「著作権と表現の自由」論究ジュリスト 34 号 111-118 頁（2020 年 8 月）

欧州において知的財産権それ自体が基本権として位置づけられるようになっていくとともに、他の基本権との関係が問われるようになり、知的財産権と基本権とが切っても切り離せない関係になっているという「知的財産権の憲法化」と呼ばれる傾向について、その背景となった立法の動きと、欧州における学説の反応を検討した論文として、

比良友佳理「知的財産権の憲法化の背景と意義」田村善之＝山根崇邦（編）『知財のフロンティア』（勁草書房・2021 年・近刊）

を執筆した。

関係学会への参加状況

渡仏後、派遣先機関であるストラスブール大学主催の研究会をはじめとして、フランス国内外における以下の知的財産法関連学会に参加した。

- ① 2018 年 10 月 9 日：Colloque « Propriété intellectuelle et Pop culture : nouveaux enjeux, nouveaux défis ? », Palais Universitaire, Strasbourg
- ② 2018 年 10 月 11 日：présentation du livre « Reconciling Copyright with Cumulative Creativity: The Third Paradigm » de Giancarlo Frosio, CEIPI, Strasbourg
- ③ 2018 年 11 月 9 日：Colloque international “Culture et numérique” Université Paris-Sud, Faculté Jean Monnet, Paris
- ④ 2018 年 11 月 16 日：Conférence-débat « Les secrets d'affaires : protection légitime des entreprises ou danger pour le droit à l'information ? », Librairie Kléber, Strasbourg, animée par Franck Macrez
- ⑤ 2018 年 11 月 27 日：Conférence de Martin Ekvad, Président de l'OCVV, « Le droit communautaire des variétés végétales devant la Cour de justice de l'Union européenne : une mise à jour de la jurisprudence récente », CEIPI, Strasbourg
- ⑥ 2019 年 2 月 6 日：Conférence “Advancing Nationalism Through Patent Rights” par Sapna Kumar, CEIPI, Strasbourg

- ⑦ 2019 年 2 月 28 日 : Conférence-débat « Gestion collective du droit d'auteur : quelle transparence ? », Librairie Kléber, Strasbourg, animée par Franck Macrez
- ⑧ 2019 年 5 月 10 日 : Journée d'actualité du Laboratoire de recherche du CEIPI « Les propriétés intellectuelles devant la Cour de justice de l'Union européenne », CEIPI, Strasbourg
- ⑨ 2019 年 9 月 18 日～20 日 : ALAI2019 Copyright Congress, “Managing Copyright”, Prague
- ⑩ 2019 年 10 月 10 日 : La Légitimité de la PI – 3e colloque, Université de Nantes, Nantes
- ⑪ 2019 年 11 月 7 日 : Owning Expression and Propertizing Speech - Freedom of Expression v Copyright before the European Courts, Université de Luxembourg, Luxembourg
- ⑫ 2019 年 12 月 10 日 : Joint JIPLP-GRUR Conference: The Future of IP in a Changing World, RPC, London

また、以下のシンポジウムでは、日本の地理的表示保護制度の歴史と日 EU 経済連携協定の実務への影響について口頭報告する機会を得た。

2019 年 5 月 20 日 : Colloque « Droit et économie des signes distinctifs collectifs » Université de Poitiers, Université des spiritueux SEGONZAC

上記の口頭報告の内容は、論文としてまとめ、フランスにおける知的財産法関連の有力な雑誌の 1 つである、Revue Propriétés Intellectuelles の 2020 年 1 月号に掲載された。

Yukari Hira, *Les indications géographiques au Japon et les effets du JEFTA*, Revue Propriétés intellectuelles (74) 26-30 (2020 年 1 月)

この他、一時帰国やオンライン研究会などを通じて、日本で開催された以下の学会で口頭報告を行った。

- ① 比良友佳理「欧州における知的財産権の憲法化の背景と意義—ECtHR と CJEU の裁判例分析を中心に」北海道大学知的財産法研究会、パブリック・ドメイン研究会、東京大学知的財産法研究会、知的財産権と憲法的価値研究会（オンライン開催）口頭発表、2020 年 12 月 12 日
- ② 比良友佳理「著作権と基本権に関する 3 件の欧州司法裁判所大法廷判決—Funke Medien 事件、Pelham 事件、Spiegel Online 事件—」パブリック・ドメイン研究会・東京大学知的財産法研究会・北海道大学知的財産法研究会（オンライン開催）口頭発表、2020 年 8 月 7 日
- ③ 比良友佳理「類似性要件の保護範囲限定機能（大阪高判平成 10・5・22 判タ 986 号 289 頁 [SAKE CUP 事件]）」東京大学知的財産法研究会、口頭発表、2020 年 2 月 11 日
- ④ 比良友佳理「フランスにおける著作権と表現の自由の「公正なバランス」のゆくえ—Klasen 事件・カルメル派修道女の対話事件差戻控訴院判決—」パブリック・ドメイン研究会、立命館大学、口頭発表、2019 年 12 月 21 日

派遣期間全体を通して

インターネットやオンライン・データベースが発達し、必ずしも海外に滞在しなくてもある程度の研究が日本国内でできるようになりつつあるとはいえ、今回、海外特別研究員として腰を据えてフランスに滞在し、研究に専念できたことは、研究者としても一個人としても素晴らしい経験となり、当初思い描いていた以上に多くのものを得られたと感じている。研究面ではとりわけ、派遣先機関であるストラスブール大学 **CEIPI** に所属している世界各国から集まった博士課程研究員やポスドク研究員らと日々意見交換をすることで、フランスのみならず欧州の最新の知見に触れることができたことが大きい。

また、留学も含めて海外に長期滞在するのは初めての経験であったが、**CEIPI** の修士課程コースの著作権関連の講義を聴講させてもらった他、フランス国内外で開催された様々な学会に参加し、また **CEIPI** の博士課程の学生の博士論文口頭試問会に参加する機会も得て、フランスのアカデミアの環境を垣間見ることができたのはとても良い経験になった。

さらに、ストラスブールにある欧州評議会、欧州人権裁判所、欧州議会、ベルギーのブリュッセルにある欧州議会、ルクセンブルクの欧州司法裁判所など、様々な欧州機関、**EU** 関連機関を訪問し、多様な文化を持つ「欧州」の統治と統合の試みについて理解を深めることができた。

派遣期間の後半は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、派遣先機関の研究室や附属図書館が急遽閉鎖され、また外出制限によって生活面でも支障をきたすなど、予期せぬトラブルにも見舞われたが、研究面では派遣期間中のタイミングに **CJEU** の重要判決が下されたことで、議論が活発化した学説の最新の動きを欧州でリアルタイムに追うことができ、最終的には当初予期していたよりも充実した研究成果を得ることができた。特に、知的財産権に関する豊富な蔵書を持つ **CEIPI** の図書館や、客員研究員も利用できるオンライン・データベースのおかげで、スムーズに最新の論稿を入手することができた。また、地理的に欧州の中央に位置するフランスの地の利を活かして、欧州各国で開催された様々な研究会、学会に足を運ぶことができ、その中でも 2019 年 11 月に隣国のルクセンブルク大学で開催された、著作権と基本権に関するシンポジウムは、研究テーマに関して多くの示唆を得ることができた。

これらの充実した研究環境や経験がなければ、上記の研究成果を挙げることはできなかったであろうと強く実感している。今回、このタイミングで在外研究ができたことに、改めて日本学術振興会及び所属大学、派遣先機関と全ての関係者の皆様にこの場を借りて心より御礼申し上げたい。